

[9時30分 開会]

1 開会

- 琵琶湖環境部技監から開会の挨拶

2 議事

(事務局)

議長は、本検討会設置要綱第5条に基づき、会長にお願いする。

(議長)

承知した。本日の議事は1件。

- ・「分収造林事業のあり方検討のとりまとめについて」

事務局から説明をお願いする。

- 事務局から資料の説明

〈論点1 分収造林事業のあり方について〉

(会長)

最初に、論点1の分収造林事業のあり方の議論の方向性についてご意見等ありますか。

(委員)

論点1については、みなさん異論ないのではないかと思います。

(一同、異議なし)

(会長)

では、この論点は、資料に記載のとおりにとりまとめることとする。次の論点に移る。

〈論点2 公社林整備のあり方について〉

(会長)

事務局案は、県と市町の連携と、県単独での管理の両案を両論併記のような形でとりまとめることとなっているが、この点について、ご意見いかがか。

(委員)

二点お伺いする。一つ目に、採算林は所有者へお返しするということだが、公社持ち分を森林所有者に買い取っていただくことは選択肢としてあり得るのか、採算林として何らかの価値はあると思うのでお伺いしたい。二つ目に、首長会議の詳細な内容についてお伺いしたい。

(事務局)

選択肢としてはあり得るのではないかと思う。今後検討していく点になる。

(委員)

私からの提案で7月に首長会議でこの件について議論を行った。資料では9ページにそのことが記載されている。各市町長からは、財政上の点、県の施策責任がある点、森林経営管理法適用の問題、人力的な問題で、反対意見が多く出た。私の認識では、首長会議で出た意見は県で管理すべきとの意見が圧倒的だったと思う。私も参加したが、最も大きな観点は、今回の検討会のとりまとめにも関係するが、元々、天然林であった山林を国策もあり県が伐採し、人工林を植樹し公社林としてきた。そこに市町は一切関知してこなかった。突然、公社経営が上手くいかないからといって、森林経営管理法を持ち出して市町の責任と言われても困る、市町責任が前提の議論になっていないか、という意見が大きい。私の持論だが、森林経営管理法は、所有者が管理できない森林に対して公益的立場で行政が出ていくための法であり、元々、公社という形で県が管理してきた森林に対して、適用するような趣旨の法律ではないと思う。そういった法律の解釈ではないか。そういう意味で、今回のとりまとめでは、首長会議での議論のとおり、県の責任における管理という方向性でとりまとめるべきだと思う。ただし、公社林以外の奥地水源林については、市町にも管理責任があると思っている。公益的立場から市町の関与も必要なので、こういった森林に、県と市町の連携が必要というのは当然のことなので、各市町長は賛成している。

(委員)

天然林を70～80年前に針葉樹林化されたが、これは、公社林だけでなく、全ての奥山林が公社林を含め針葉樹林化された時代であった。私の父親が買った山も当時は奥山からどんどん針葉樹林化されていったことを記憶している。道のないような奥山へ5～6人の作業員が苗木を担いで植林するなど、大きな労力をかけて針葉樹林が形成された。こういった施策は、皆さんの同意の元で行われた施策なので、公社林だけが全て悪ということではなく、当時の時代背景や社会情勢で一定は仕方なかった部分もあると思う。私も首長会議の中で、公社林は、県の責任で管理すべきと発言をした。また、滋賀県知事もこの発言に同調するような発言をされた。公社林については県の責任と言われた。ただし、奥地水源林には多くの私有林があるので、県全体の水源管理についてどう考えるかという点については、市町の関与も必要と考える。森林の公益性を将来にわたって守っていくためには、県と市町の連携を含めて議論が必要ではないか。

(琵琶湖環境部技監)

首長会議を受けての今回のあり方検討会となる。原則論でいえば、森林経営管理法に基づき県と市町が協力するという部分はあるが、委員のおっしゃるように、いきなり市町責任と言われても困るという意見が大勢であったと思う。これから、あり方検討会でとりまとめを行っていただき、その後も、市町との情報共有や対話を重ね、知事が首長会議で発言されたことは、各市町長の思いを汲み取った上での発言なので、県としての最終的な方針を検討していくにあたっては、知事の思いをしっかりと反映していくべきと考える。

(委員)

滋賀県知事の発言は資料9ページに引用していただいているが、県の市町振興課が公表している議事概要を紹介する。ここでは、「分収造林事業の後始末とその後の公社林の管理については、これまでの経緯、経過そして現状もあるので、大きくは県が責任を持つべきではないかという、市町長の御指摘は受け止めたい。どういうやり方になるのか分からないが、その方向で分収造林事業あり方検討会に投げかけていきたい。繰り返しになるが、投げかけた公社林については県の責任を持った形での対応に改めて、次回のあり方検討会でとりまとめてもらう方向で方向修正をしていきたい。」とある。大きくはという言葉は、市町長の意見を受け止めたいという意味でおっしゃられたもので、知事の本心は後段の方にあるのではないかと思う。

(会長)

滋賀県知事のご発言はそのとおりだと思うが、ここは独立した検討会なので、それぞれの委員の専門性でもってどのようにするのがいいのか、適切と考えるのか、検討することが必要と考える。今の委員の発言は大変重要な意見だと思うが、それぞれの委員の立場から、検討会としてどのように考えるのがふさわしいのか、ご発言いただければと思う。

(委員)

大変厳しい意見があったという雰囲気はわかった。

(委員)

今、滋賀県知事がおっしゃった県の責任を持った形でのあり方にしたいのであればそれで構わないが、それはそれで別の議論になるのではないか。今までから県と市町の連携か、県単独での管理か、という2案で議論してきたのか。県と市町の連携でやっていくということは私がずっと発言してきたことであるが、資料に記載のある意見を見ると市町の責任ばかりが目立っている。市町が主体に管理するのか、県が主体に管理するのかという資料になってしまっていて、県も責任を持った形で市町と一緒に管理するべきだというのが私の意見。資料には市町が主体で県はアドバイスする程度だということに見える。私は、滋賀県知事がどうしてもやると言うのであればしようがないと思うが、県単独での管理は現実的には難しいのではないか。かといって、市町で管理といっても、財政面、人員面ともに無理があるので、少なくとも人員面は、県の技術職員や公社職員がやらざるを得ないのではないか。そのあたりが県と市町の連携の意味するところだと思う。市町に責任を負わせようとするような資料内容で市町と協議するから市町長に反対されるのではないか。

資料8ページの森林環境譲与税の試算額について、仮に公社林が全て私有林になれば、譲与税の配分額が県全体で1億円弱の増額になるとある。これは、これまでの検討会で示されてきたものか。

(事務局)

検討会では初めて示すデータになる。首長会議では、県と市町の連携に係る規模感を示す資料として各市町に提示したが、当日は、時間の関係上、十分に説明できなかった。

(委員)

こういうデータがあるのであれば、せめて、これだけは市町からもらうとか、全て県でやるのではなく、そういうところから、ソフトランディングさせる方向で、市町と協議していくべきではないか。ここで県と市町が対立しても解決には導けない。

(委員)

資料にあるような、市町が譲与税を使って管理してほしいという意見は本当に出たのか。

また、公社林契約を解除すれば、私有林が増えて譲与税配分額が増えるというのは周知の事実ではあるが、森林環境譲与税の配分額には、人口割が強く反映されているので、私の町ではまだまだ足りないぐらいの水準。一方で、使いきれず基金に貯めている市町もある。私の町では、これ以上の捻出はできない。

(会長)

この点について、森林環境譲与税のことが検討会では話題になっている、森林環境譲与税という財源を使って公社林を管理しようという意見は出たと認識している。

(委員)

森林環境譲与税は、人口割で配分されているのか。

(会長)

人口、私有林人工林面積、林業就業者数で按分されており、計算としては私有林人工林の比重が高い(55%)が、人口割の比重(25%)が高すぎるのではないかという指摘が出ている。

(委員)

首長会議では各市町から県単独での管理を望む意見が多かったとのことだが、県の責任を持つというのはどういったイメージなのか。市町は人も金も出さないということなのか。それとも、お金を出す気はないが、人を出すことはあり得るということなのか。

(委員)

当日はそこまで細部にわたる議論はできていない。県からの説明は、大枠では森林経営管理法が前提になっているので、市町が責任を持つことが前提となるような理論だったので、各市町長のイメージは全部市町で持つということだったのではないかと思う。それは市町の能力的にも無理、責任のあり方的にも無理、県全体、下流自治体に対する責任を市町で持つのも無理なので、そんなことはできません。というのが、各市町の意見だったのではないかと思う。具体的に、どこまで県で責任をもってということまでは議論ができていない。私個人としては、県の責任は全部だと思っているが、先ほど委員が発言された森林環境譲与税の増加分についてどうするのか、という議論は今後あり得ると思う。いずれにしても、基本のスタンスを改めなければならない。公社林の管理は誰が責任をもって行うのか、という点について、みんなで合意しなければならないと考える。

(委員)

県と市町がどういうスキームで連携していくのか、この点は、今後、県から市町へ提示した上で引き続き協議いただければいいが、どういった連携を行うのかということは、あり方検討会として検討を託された範囲を超えていると思う。私たちがこの検討会で出すべき方向性というのは、私個人としては、県が主体的に、市町と連携して公社林を管理していくということではないかと思う。その連携のあり方というのが、資料では市町への責任の押し付けになってしまっている。これでは市町が反発して当然だと思うので、これから検討会として議論を取りまとめるにあたっては、もう少し、市町と県の連携が見えるような方向性でないといけないのではないかと。

(会長)

これまでの検討会では、県と市町の連携をベースに議論されてきたと認識しているが、具体的な連携の目指す姿については議論があまりなかったのではないかと思う。

(委員)

そもそも、議論のベースに森林経営管理法があって、この法律を前提にすると、どうしても市町の責任になってしまう。本来、森林経営管理法というのが、バラバラに所在し管理が難しい森林を市町で集約して責任をもって管理していきましようという内容の法律だと理解すると、現に公社が持っている森林を手放して私有林になるから市町で、というスキームは、法律の趣旨と異なるというのは事実だと思う。

(委員)

そこの是非を踏まえてほしいという意見をずっと言っている。議論の前提をはっきりしないと、いつまでも市町の責任かのような議論が続いてしまう。本来は、公社がやってきたことで、県民へも下流へも県が責任をもってやっていくことを説明し、それを大前提に市町にも協力を求めるのであれば、市町の受け止め方も違うのではないかと思う。やはり、考え方のベースの部分をはっきりしないといけないと思う。

(会長)

今日でとりまとめとなると、資料の議論の方向性をどのように修文するのか、ということになるが、みなさんいかがか。

(委員)

市町や森林環境譲与税との関係性が欠かせないという表現は不正確だと思う。理由として、奥地水源林に対してはこの表現でまず問題ないが、あり方検討会で検討しているのは公社林なので、公社林に対してこの表現は不正確ではないか。少なくとも県で責任を持つことが大前提だと思うので、それをここに書き込むのが筋ではないか。今回の公社林問題の解決を図るうえでの大前提が何なのかという点について、みんなで合意しなければならない。そのためにも、これまでの議論を踏襲して、県と市町の連携とするのか、首長会議での知事の発言を踏まえて修正するのか、この点につい

て、検討会でもう一度よく考えないといけない。

(会長)

これまでの検討会の中では、県と市町の連携を支持する意見が多かったと私は認識している。一部に県単独でという意見があったという経過だと思う。これまでの議論の経過を踏まえれば両論併記のようなとりまとめについても一定評価できると考えるが、みなさんいかがか。

(委員)

委員のおっしゃった市町や森林環境譲与税との関係性が欠かせないという点について、森林環境譲与税を公社林に充当するような表現は消してほしい。私たちの考え方ではないと思う。しかし、資料にあるような議論の経過から察すれば、こういった表現であっても不思議ではない。私はこんな意見を出していないが、他の委員から出てきたとすれば、あり方検討会の趣旨からすると多様な意見の尊重という意味で、残すという選択肢もあるように思う。一部の委員の意見だけでもって、あり方検討会としてのとりまとめを進めていいものか疑問に思う。

(会長)

先ほど、委員がおっしゃったように、市町が森林環境譲与税を活用し公社林を管理するというようなことではなく、県と市町の連携という論点の中でこういった発言はあったと、私は理解している。少なくとも、修文は必要だろうと認識している。また、「今後の方針において市町や森林環境譲与税との関係性が欠かせない」という部分については、資料8ページに掲載されている森林環境譲与税の配分額という点を念頭に置いた言葉だと思う。

(委員)

資料では、県と市町の連携と県単独での管理が併記されているが、私個人としては、県単独での管理がいいのではないかと思っていた。それは、滋賀県全体で何かやろうとしたときに、各市町と連携してやるのが理想だと思うが、人とお金がかかる問題なので、お互いの利害関係が生じて綱引きが始まってなかなか物事が前に進まないことが想定される。なので、少なくとも、できる限り主体は県が担って、県が単独で管理するようなスキームがいいと思った。ただし、私は必ずしも林業の現場のことが分かっているわけではないので、他の委員にお伺いしたいが、現場を見たときに、県単独で管理するという事は現実的ではないと考えておられるのか。

(委員)

過去の検討会の資料にもあったが、専門職員の数市町の方が圧倒的に少なく、市町から人員を拠出することは現実的にできない。長浜市でも自分たちの市有林の管理だけで手いっぱいなので、主体はやはり県でなければならない。特に公社林のような責任の所在がはっきりしているような森林はなおのこと県で管理していただきたい。能力面からみても市町で管理というのは難しい。

(委員)

県と市町の連携について、連携をお願いしたい側の県にその思いが本当にあるのか懸念がある。県と市町の具体的な連携手法について、これまでの検討会で議論があったかと振り返りながら、他の委員の話聞いていた。市町に対して何かしらの連携を要請するべきだという議論はあったが、具体的な手法の議論はなかったのではないかと。私が意見した中では、公社を清算して公社林をリリースすることが今の時代の流れに合致しているのか、といった指摘をした。例えば、公社を清算し市町と連携して管理に当たりたいと協力を依頼するとき、市町の中には人材がいなければ、公社に関する事例ではないが県から市町に専門職員を出向させるので、環境譲与税などの財源で協力してほしいという連携をしている県があるという事例も紹介した。市町にとっては、マンパワーもないし、財源も潤沢にあるわけではないので、県が動くという前提で、県の目指す山づくりの方針があって、県が主体的に動くというのが、奈良県の事例である。そういう主体的な立ち位置が県になれば、市町の協力を得るのも難しいのではないかと。私の意見は、県が主体になって市町と連携を模索するという意見である。それを具体的にどのような連携があり得るかという点については、これまでの検討会では議論ができていなかったのではないかと。

(委員)

今回のスキームでは、分収造林契約を解除すれば、公社林は私有林に戻ることになる。そうすると、森林経営管理法の法的趣旨が違おうといっても、どうしても市町に責任が法律上は押し付けられてしまう。そこで、実例があるのかは分からないが、森林経営管理法第48条に都道府県の森林経営管理事務の代替執行という条文がある。本来、この法律は全部市町でやるのが前提になっているが、難しいときは県が代わりにやってもいいという条文がある。経緯から見ても、公社林を契約解除して私有林にしたとしても、それは、昔からある純然たる私有林ではないので、こういった制度を使って、法律上は市町に責任があるように見えるが、県がバックアップをするという構造にできないか。

(委員)

形式的に法律を当てはめて考えると代執行になるので、やっぱり市町が主体になる。そうではなくて、この法律は最初の段階から適用すべきではない。契約を合意解除すると市町の責任になってしまうということではなくて、合意解除までに、責任論や管理手法について議論した上で合意解除しましょうというロジックではないのか。そうではなくて、合意解除を所与の前提として形式的に法に当てはめて代執行の条文を使って市町責任というのは、前提の当否を問題とせず議論がぐるぐる回っている、又は議論が本筋からそれているだけで、何の解決にもなっていない。

(委員)

公社林を私有林にしてしまうと、それは嫌でも森林経営管理法によって市町の責任になってしまうのではないかと。

(委員)

仮に、そういったスキームの議論をしているというのであれば、私はそもそもこのスキームに反対せざるを得ない。合意解除を認めることで市町に責任を押し付けるような県の無責任な対応は、下流府県のためにも反対すると言わなければいけない。でも、そうではなくて、これだけの債務を抱えて、それが返せなくて改革しなければならない、時代に沿った形に修正しないといけないという事情はよく分かるので、責任のあり方を見て、法の趣旨に鑑み考えなければいけないときに、法の趣旨を曲げるべき事例ではないと思う。過去の責任を受け止めて、県民や下流への説明責任を考えて、こういうスキームにしましよと理論立てて結論づけて、みんなで合意していこうということをするべき事案だと考える。

(委員)

そもそも、採算林は民間事業者へ、不採算林は行政の責任で管理していこうという話をしていると理解しているので、委員のおっしゃるような懸念というのは起こりえないのではないかと。採算林のうち、経営意欲のない所有者の森林に対してのみ起こることだと私は考える。もう一点は、会議冒頭に発言された、採算林の買い取りについて、もしこれが可能ならば、採算林を所有者へ返したときに、自分で所有できない事情を抱える方の森林も救い上げることができるので、やはり、ご発言された森林経営管理法上の懸念というのはなくなるのではないかと。

(委員)

公社と所有者との契約が現にあって、解約すると、土地は借りている土地なのでもちろん森林所有者の所有になるが、森林については共有の状態だが、公社が共有持ち分を放棄するか、公社持ち分を買い取ってもらうなどして、私有地の土地の上に私有林があるという状態にする。そうすると、嫌でもこの法律の対象になってしまう。もちろん、自分で管理できるという所有者はそれで構わないが、できない所有者の森林は市町で集積して管理するということになってしまう。法律ではそうになっているが、個別具体の事情で、それを排除するようなスキームが必要ではないか。この法律を適用するような性質の案件ではないという考えは私も同じである。私有林にするけどもこの森林の管理には森林経営管理法は適用しませんという合意を、所有者と県と市町とするイメージか。

(委員)

今の委員のご質問に答える最も簡単な方策は県有林化することではないかと思う。県が森林所有者になって全責任を負うという形が一番単純で問題がないと思う。ただし、森林環境譲与税の増額分などのこともあるので、県と市町の協議は引き続き必要だと思う。いずれにしても、森林経営管理法を前提にした議論はもう止めた方がいいと考える。そういった事案ではないので、その上で、真の解決を図るというアプローチが必要ではないか。県と市町の連携というストーリーを考えるのであれば、森林経営管理法を前提とせず、県が責任を負う前提で市町に人的な協力を求めるとか、森林環境譲与税の増額分について拠出を求めるとか、そういうことが、現実的な連携案ではないかと思う。首長会議の前の市町会では、主たる責任者は誰なのかという発言もあった。主たる責任者は県であることを明確にすべきである。県の責任の負い方として県有林という考え方で、県有林化

するから、管理については市町にも協力してほしいというスキームが望ましい姿ではないか。これが委員の考える落としどころでもあるのではないかと思う。

(委員)

今後、5年～10年かけて民有林に戻していく。それ以降も森林整備をどうやっていくのかということになるが、この元公社林としての森林整備をいつまで続けるのか。未来永劫続けるのか。県有林化してしまえば話は終わりだと私も思う。元公社の民有林に対して、県が相当の体制で市町にも協力を求めてやっていくというのが県と市町の連携の姿だと思うが、この体制をいつまで続けるのか。いつまでも元公社林というレッテルを貼り続け、県の責任で整備するというを本当にいつまでも言い続けることができるのか。

(委員)

そういうことを考えていけば、おのずと県有林という方策に行きつくと思う。

(委員)

私が、過去の検討会で佐用町の例を出して県有林化すればどうかと言い出した。もちろん、地権者の意向が伴わなければいけない。今回、もう一度県有林化してはどうですか、と県に投げかけた。それ以前に、論点2では、県と市町の連携というスキームが必要で、その中でどれだけの責任を県が持てるのか、ということは市町との協議や県の方針を決める中で決めていくことで検討会として託された検討範囲を超えていると思っている。検討会として託された検討範囲として、この議論や整備体制をいつまで続けるのか、という点について、県に考えはあるか。

(琵琶湖環境部技監)

以前に、委員から不採算林は環境林整備をしていくという意見をいただいた。環境林整備がどれだけのスパンで、どれくらいの施業をやるべきなのか。10年に1回施業すれば終わりなのか。あるいは、継続的に10年ごとに施業が必要なのか。現在、環境林の施業指針の策定の中で、どれくらいの施業をすれば、針葉樹と広葉樹が混じって、手入れの必要が少ない森林に移行できるのか、そのスパンがどの程度必要なのかという点について、将来的にどういった施業でどの程度のコストがかかるのか、ということの整理を実地調査も踏まえ行っている。そういったことも勘案しながら、検討していく必要があると感じる。

(委員)

これから環境林としてどの程度の水準の施業が必要なのかというガイドラインやマニュアルの整備が必要という意見を言った。そういう意味では、10年に1回の整備なのか、30年整備すれば普通の民有林として森林経営管理法を適用するのか、そういった長期的な計画を決めたうえでの県の責任の持ち方なのかと考える。今、県が主体でやると決めたとしても、いつまでやるかという長期的視点に基づいた検討を放置することはできない。

(委員)

委員のイメージは、採算林は所有者に返還する。不採算林も一旦所有者に返還するということか。所有者に返還されれば、一旦、森林経営管理法が適用されて、県と市町が連携して管理していこうということか。だから、いつまで両者が面倒をみないといけないのか、という議論になるのだと思う。私の考えは、採算林は所有者に返還し、不採算林は即県有林化というイメージ。

(委員)

大量の公社林を一度に全て県有林化というのは現実的ではない。

(委員)

大きな方向性として不採算林が積極的に所有者で管理されるとは到底思えない。むしろ、自然保護や水の保護、下流への責任を考えたときに、現段階で考えれば、県が引き受けてやっていかざるを得ないと思う。そういう意味で、森林経営管理法ではなく県有林化が良いと思う。ただし、県有林化に向けては段階が必要だと思うので、一度に全てはできないという意見には賛同する。公社林は水源を守るために行ってきた施策なので、県有林化というスタンスが必要だと思う。

(委員)

私のイメージは、県有林化した上で、県単独で管理するのか、県と市町で連携して管理するのかという議論だと理解している。

(委員)

私も将来的には県有林化せざるを得ないだろうと思う。私は、森林所有者が森林を相続放棄するぐらいなら、県へ譲与もしくは寄付すべきではないかと考えている。私としては、5年～10年かけて分収造林契約を解約していく。その段階においては、一旦、公社林は民有林になっていく。その民有林をどのように管理していくのか、という問いが論点2ではないのか。

(委員)

しかし、ほとんどの森林所有者が間違いなく相続放棄を選択している。県もそう把握していると理解している。県としてはどう考えているのか。

(琵琶湖環境部技監)

委員のおっしゃるように、分収造林契約を解除すれば一旦は民有林になる。その先の管理方法として、県有林化も選択肢の一つと考える。もしくは、長期的な視点に立った施業計画を作るのか。今後、詳細な検討を県ですていくことになるが、公社林を全部県有林にするのも現実的ではない。所有者の同意がなければ県有林化はできない。県有林でなかったとしても県が施業可能な仕組みも必要ではないかと思う。

(会長)

何回目の検討会だったか覚えていないが、契約者のみなさんにアンケートを取って意向を確認した上での検討が必要ではないか、という議論があったと記憶している。

(委員)

今後は、県としても県議会との間で大きな議論になるものと思うが、全体の大きな流れとして、森林を放棄する所有者が多く出てくるという中で、将来的に森林を守る、地球環境の保全ということ考えたときに、しっかりとした見通しの下で、いつまで県で整備を続けるのかというプランがあった上で、30年～50年先を見越した解決策が必要だと思う。その時に、今だけの合意が前提ではなくて、県に責任を押し付けるという意味ではなくて、県有林化することで、将来的にみんなで森林を管理できるようにする、公的な管理ができるようにする、という方策が良いのではないかと。他の県では国有林が多いが、滋賀県は国有林が少なく私有林が多い。森林に価値があった時代もあったが、そういった時代は既に過ぎ去ったので、相続放棄して森林はいらないと考える人がすごく増えてきているというのも事実だと思う。また、現在の人口減少時代において、この考え方が将来に改善されるとは到底思えない。そうしたときに、森林は公的に管理していくということが日本の森林のあり方ではないかと思う。県が責任をもって公的管理していくという姿勢を外部に見せながら、もちろん土地の取得は段階的でよいと思うが、30年～50年先を見据えた施策として県有林化すべきだと思う。

(会長)

今日のとりまとめを行うために、資料に書いてある議論の方向性を修文する必要があると考える。ここまでの議論を聞いて事務局で何かアイデアなどあるか。

(事務局)

ここまでの議論を聞いた中で、皆さんのご意見やご認識をとりまとめるとうこういったイメージの修文になるのではないかと事務局案を作ったので、読み上げる。

「公社林の所有や管理の問題に最終的な解決策を見出すためにも、不採算林の県有林化など、森林所有者の負担軽減につながるような公的管理に向けた取組について、前向きに検討するべきではないか。公社林の管理については、これまでの様々な経過を勘案すれば県の責任が原則となる。これを前提に、県が主体的に、実現可能な範囲内で市町との連携を図るべきと考える。具体的な連携のあり方については、引き続き県と市町で協議いただきたい。」

皆さんの認識のズレや修文のアイデア、加筆すべきポイント等あればご意見いただきたい。

(委員)

経営管理法についても議論があったので、「経営管理法」という言葉をどこかに入れた方がいいのではないかと。全ての公社林を一度に県有林化できれば森林経営管理法の適用を受けないのかもしれないが、現実的ではないので、やはり段階を踏む必要があり、一旦は民有林を経る必要がある。その際に、どうしても森林経営管理法の適用を通ることになるが、そこを乗り越える理屈が用意できる

のか、という点について言及すべきではないか。

(委員)

不採算林については県有林化という案だったが、所有者の意向を確認する旨を追記すべき。県がどんどん県有林化していくように思われても困ると思うし、県有林化にあたり土地所有権を得るためには当然、土地所有者の合意が必要なので。

(委員)

「土地所有者の意向を踏まえつつ、県有林化を目指す」という修文ではないか。

(委員)

実際に、不採算でも自分で持ちたいと思う所有者や、採算性があっても手放したいと思う所有者はおられるのか。

(委員)

地権者の合意無くして県有林化はできない。県で土地収用するわけにはいかない。

(委員)

文面上は、「土地所有者の意向を確認」というフレーズを入れた方が良い。

(委員)

県有林化するとしても、将来の管理を考えれば何らかの形での市町との連携は必要と考えており、市町の森林環境譲与税を少しもらうとか、人的支援をもらうとか、何らかの市町の協力がなければ、将来的に持続的に回していくことが難しいのではないかと。これまでの議論の中で一番自分の中で腑に落ちたのは、事務局からの発言だったと記憶しているが、県のリソースも市町のリソースも限られた中で、それぞれの小粒のリソースではできることに限りがあるので、それぞれのリソースを集約して効率的にやりたいというもの。やはり、これが理想形なのではないか。

(委員)

県有林と県営林は定義が異なるという理解でよいか。その理解であれば、土地所有者の意向を確認しつつ、県営林化、県有林化と段階を踏むような形でもよいのではないかと。

(事務局)

ご指摘のとおり、県有林と県営林は定義が異なることを認識しており、使い分けているつもりではある。なので、県有林化するにあたり、土地所有権の取得が必要なので、土地所有者の意向確認が必要との文言は追記しなければいけないと考えている。

(会長)

この論点の議論の方向性については、今事務局が読み上げた修正案に、みなさんから意見のあった点を追記、修正する形でまとめるということによろしいか。

(委員)

修正案には、森林経営管理法は法の趣旨と当該案件の性質が異なるので適用しないということも含めていただきたい。

(委員)

全ての公社林を一度に県有林化できないので、一旦は民有林化してしまう公社林に対して、森林経営管理法を適用させない、乗り越えるための理屈を考えないといけない。

(会長)

では、あり方検討会としての結論は、第4回から今回までの間の県と市町の協議経過も踏まえて、再度議論、検討させていただいた上で、今のようにとりまとめにすることによってどうか。

(一同 異議なし)

(会長)

では、そのような方向性でとりまとめることとし、事務局に修文と、とりまとめ案の調整をお願いする。次の論点に移る。

〈論点3 債務整理の考え方〉

(委員)

資料には「全額放棄すべき」とあるが、そこまでは検討会としては言えない。「せざるを得ない」という思いをまとめれば十分ではないか。

(委員)

資料に記載のままでもいいと思う。県にも色んな事情や立場があるということも理解する。

(委員)

ここで「すべき」とまとめると、後で、検討会に債権放棄すべきと言われたと、県から対外的に説明されても、そういうことではないとなると思うので。

(委員)

では、「すべき」を「せざるを得ない」に修正してもらいましょう。

(委員)

そもそも、現在債権者が保有している債権は誰も債務保証していないので、債務者が返せないなら債権者が泣くほかないと思う。滋賀県が保有する債権は最初からそういう腹積もりだったのではないかと推測するが、ここで論点になるべきは、兵庫県が保有する債権の方ではないか。特定調停で債務保証がされていないということは、もしも、債務者である公社が弁済できないとなれば、兵庫県も同じく泣くほかないということ承知の上で、調停調書にサインしたということではないのか。だとすれば、その通りになってもしょうがないと考えるのが自然ではないのか。それとも、兵庫県には特段の配慮が必要という趣旨で書いているのか。この論点では、兵庫県にどう配慮するのか、という議論をしてほしいということか。

(事務局)

特段の配慮が必要とまでは思っていない。滋賀県の置かれている立場と兵庫県が置かれている立場は違うものと考えており、この立場の違いから、当然解決に向けた方策も異なるのではないかと、という思いで資料を作っている。

(委員)

技術的な話として、最終的に公社を解散するときに、債務が残ったままだと公社は破産するほかに選択肢がない。しかし、債権者が先に債権放棄をしておいてくれば、財産もないけど債務もないということで穏便に法人解散ができる。滋賀県は最初からそういう腹積もりだったのかもしれないが、兵庫県は立場が少し違うので、兵庫県に最後まで債権回収するという覚悟で来られると、公社は破産するしかなくなる。そうなれば後処理が大変になる。なので、兵庫県には、ある程度のところで合意してもらって、何かしらのお土産をもっていただき、債権放棄し、公社から退社してもらうことが必要。そうすれば、最後に、滋賀県が残る全額を債権放棄して、公社は穏便に解散できる。

(委員)

委員のおっしゃるように、お土産を県が用意できれば兵庫県は退いてくれるのだろうと思うが、それは、県が考えることであって、検討会が考えることではない。私の経験上、最後に破産なんてすべきじゃないし、大抵ろくなことにならない。穏便に法人解散できることが最も望ましいので、そこは県の努力次第ではないか。

(会長)

この論点の議論の方向性について、兵庫県のことはこれで構わないか。

(委員)

現時点で、兵庫県から何か具体的な要求はあるのか。

(事務局)

現時点で兵庫県からは何も聞いていない。では、委員からのご指摘のとおり、「すべき」を「せざるべし」に改定する必要があるのか。

るを得ない」に修文するというところでよろしいか。兵庫県については原案のままということでもよろしいか。

(委員)

我々の議論としては、最後の最後は、滋賀県も兵庫県も何も回収できないのだから、その旨、滋賀県と兵庫県にご理解いただき、両者ともに債権放棄せざるを得ないという内容でもよいのではないか。

(委員)

兵庫県にしても、最後までこのような状態の公社経営に付き合うのであれば、最終的には何も回収できないということをご理解いただくということが、検討会の役割としては必要なのかなと。ただし、実際にそれを交渉するのは滋賀県と公社なので、その過程で色んな協議があるのだと思う。そこは、検討会としては立ち入らないのかなと。

(委員)

兵庫県への配慮についての記述は残さなくてもいいということか。

(委員)

主たる債権者は滋賀県と兵庫県なので、「滋賀県と兵庫県が保有する債権については、全額放棄する方向で債権者の了解を得るべきだ。」というのが、検討会としての結論ではないか。

(会長)

その方が、検討会の結論としては穏便だと思う。

(委員)

仮定の話として、兵庫県の債権を滋賀県が買い取るという選択肢はあるのか。

(委員)

解決策の選択肢としてはあるのかもしれないが、事実上の不良債権を、滋賀県はいくらで買い取れるのか。

(委員)

それは兵庫県の出方次第じゃないかと。滋賀県から積極的に提案することではない。

(委員)

特定調停に基づく債務弁済とは全く違うところで兵庫県にお土産を渡すよりも、滋賀県が兵庫県の債権を買う方が解決スキームとしてはしっくりくる。

(委員)

全額の弁済が見込まれない超不良債権なのに、滋賀県が買い取る意義があるのか。

(委員)

公社問題の解決にあたって、ここまで公社に携わってくださった兵庫県に対して、少しでも誠意を見せるという意義はあるのではないか。

(委員)

平成23年の特定調停時に、兵庫県以外の下流団体は、わずかな金額を弁済してもらって公社経営から撤退した。あのときに兵庫県だけが公社に残る選択をした。結果的には、あのとき撤退していた方が良かったねってことになりかねない状況にある。

(委員)

でも、それは債権者である兵庫県の選択であって、滋賀県の責任ではない。

(委員)

当時の事情を考えれば、いくらかの金額で滋賀県が兵庫県の債権を買い取るという選択肢は理屈がないわけではない。ただし、滋賀県から積極的に提案するようなことではない。

(委員)

そういう意味では、資料に書いている「過去の債務整理手法との整合性や公平性に配慮」というのは、こういう意味だと、検討会では理解すればいいのではないか。

(委員)

検討会としてはそのように理解して、兵庫県債権に係る方向性は、このままでいいのでは。

(委員)

兵庫県債権に対する言及を消してしまって、滋賀県も兵庫県も債権放棄する方向性で了解してもらおうと修文するのが、検討会としての方向性ではないのか。

(委員)

兵庫県が保有する債権への言及は、解決に向けた落としどころとして残しておくのか、削除して、実際の協議の中で最後に両者の話がこじれたときに、そういう解決策を持ち出すのか。

(委員)

検討会としてのとりまとめに残した方が、滋賀県や公社が兵庫県と交渉がしやすくなるのであれば残した方がよい。

(委員)

兵庫県にしても、自分の林業公社にも問題があり、なかなか合意できないだろうと思う。最終的な落としどころをとりまとめ案に残した方が無難ではないか。

(会長)

では、この論点の方向性については、「すべき」を「せざるを得ない」に修文いただき、兵庫県債権への言及部分は残すということでとりまとめることとする。次の論点に移る。

〈論点4 公社組織のあり方〉

(委員)

結局、公社林を県有林化するという方向性で話を進めるのであれば、県有林を管理するための主体が必要不可欠だと考える。そうすれば、今の公社と同じような組織は必要になる。この論点ですべき議論は、実態としては公社の看板の付け替えのようなことなのか、それとも全く新しい団体を生み出すということなのか。

(会長)

前回の検討会では、県有林課のようなイメージの組織が必要になるのではないかと、という意見が出たと記憶している。他県では、そうした組織を持っているところも現にある。組織形態が庁内の課なのか、室なのか、係なのか、あるいは別組織にするのかはわからないが、そうした何らかの組織は必要になるのではないかと。

(委員)

この場合に、県有林を公社が管理するパターンと県が直接管理するパターンがあるのではないかと。

(委員)

県有林を管理する新たな三セクを作るのか。それとも、会長がおっしゃるように庁内組織としてやるのか。それは、今後、県が検討するということが良いのではないかと。検討会としては、今の公社は解散しましょうということが結論かと思う。いずれにしても、公社は解散させて、仮に県有林にならなかったとしても、その元公社林を管理していくために何らかの体制は必要になる。それが内部組織なのか、新たな外部団体なのか、その点は、検討会として検討することではない。

(委員)

組織存続説は、今の公社がそのままその新たな役割を担うという考え方。一方で組織解散説は、一旦はケジメをつけるためにも今の公社は解散させて、その後をどうするかは、別途、県で検討するという考え方。そうしたときに、一旦は公社を解散させて、全く違う組織としてその後の森林管理が成り立つのであれば、その方が良いと思う。

(委員)

技術的な話として、公社保有債務を整理してあげるためには、公社を解散しないと清算できない。

(会長)

そうなると、今の公社を残す、存続させる選択肢は取り得ない。

(委員)

解散という結論がなくとも、債権者が全ての債権を処理できれば、公社の貸借対照表はきれいになる。公社が存続した状態でも債務を0にできるのであれば、その後に法人格を残すという選択肢も出てくるだろうと思う。ただし、その場合には、公社に法人税の問題が残るかもしれない。

(委員)

公庫債務は、県が免責的に債務引き受けをしたから、公社の責任はなくなっており、現状、県だけの債務になっている。なので、公社を解散したとしてもそちらには何ら影響はないという認識か。

(琵琶湖環境部技監)

そのとおり。

(会長)

先ほど委員から解散の方向性にとりまとめを修文してはどうかとの意見があったが、具体的にはどのように修文したらよいか。

(委員)

今の公社の経営状況が許容できないから解散した方が良いという意見なので、今後のことを考えるにしても一旦は解散させてケジメをつけた方が良い。その後のことは、県有林管理主体としての後継組織の検討を県がすべきだということを合わせて書いておいた方がよいと考える。

(会長)

ここまでの意見をとりまとめて議論の方向性を修文したいと考えるが、事務局の見解は。

(事務局)

ここまでの議論を聞いた限りでは、「現在の公社組織については、ケジメをつける意味でも解散が望ましいのではないかと。ただし、公的な森林を管理する主体が必要なので、引き続き県でご検討いただきたい。」というようなイメージかと考える。

(委員)

資料の存続派の意見の一番下に、分収造林事業には、まだ果たさなきゃいけないことがあるよう

な意見がある。しかし、分収造林事業や分収造林契約は中長期的に収束を目指すのであって、この契約の他に森林所有者と公社が交わしている契約的なものがなければ、問題ないというロジックで理解すればよいか。

(事務局)

そういうことかと考える。

(会長)

では、この論点については、そのようにとりまとめをお願いします。

各論点に対する検討はこれで終わりとなるが、今回の検討全般を通して、何か発言しておくべきことがあればご発言いただきたい。

〈その他検討全般に対する意見〉

(委員)

今回みなさんと色々なお話をさせていただいてすごく勉強になったことが多かった。滋賀県の森林は採算林と不採算林に分かれる。そのうち、不採算林については基本的に県有林化することで、できるだけ地続きで広い一団の森林を県が単独で管理していき、効率性を上げることでコストを下げる。今の林業の不採算の原因の一つがコストだと思うので、コスト圧縮の観点から県有林化して、県単独で管理し環境林整備していくことが望ましいのではないかと、ということをお個人の意見として申し上げておきたい。

(委員)

分収造林事業とは直接の関係はないが、造林公社が過去に下流団体と特定調停を行い、問題解決を図ったというのは全国でも初の事例だったと思う。全国において、林業公社問題の解決にあたっての一つのモデルケースになっていると考える。

(委員)

特定調停の時の話で言えば、下流団体とは解決できてよかったと考えるが、一方で、一切交渉に応じてもらえなかった日本政策金融公庫との問題は今でも残る。これは、利息まで根こそぎ払い損になってしまったと思っている。当時、県知事が県議会で、それまで公社が公庫から借り入れるときに県が債務保証をしていたものと、これから公社が公庫から借り入れた債務を滋賀県が肩代わりし42年間かけて払っていきますという債務保証が同じ性質のものだという答弁をされた。しかし、借金するときの債務保証は、各年度において議会も含めて承認したものであるが、その時は、将来の伐採収益で返済可能だから借りられるというロジックで許可を与えるという意味の債務保証と理解していた。それと、これから現実問題として690億円を42年間かけて返済するという債務保証は中身の意味は全然違う。あのときは、当時の知事から同じ意味だと説明を受けて、そんなつもりで歴代の県議会議員は公庫から借金するときの債務保証を認めてきたわけじゃない、違うだろうと思

っていたが、当時は、逆らいようがなかった。そうした経過があつて、残る 188 億円は返すという約束だったが、結局のところは、当時の見込みが大甘で、そのことを県民が知らされたのは今が初めてということになる。当然、十数年前に分かる人にはわかっていたことなのかもしれない。私は、当時はわからなかった。このことについて、行政の担当者は、地方自治法上、職務上のミスについては一切責任を問われないというルールがあるので、それはそれで構わないと思うが、当時、最終判断をした人には、こういった事態となったことに対して、もうちょっと責任を感じていただきたいという思いがある。

資料 12 ページの右下に 188 億円の債権放棄をしたとしても十分な公共投資にあたるのではないかと、という旨の意見が掲載されている。これは、森林の持つ多面的機能が年間 70 兆円だという試算もあるので、188 億円という額は当然拠出してしかるべき額なのかもしれない。しかし、県民の税金を使うときには、こういう目的で使うということが事前に説明されたうえで使われなければならない。全く違う目的で使うと事前に説明しておきながら、振り返ってみたら結果としては損じゃなかったとか、188 億円債権放棄しても問題ないとか、委員から意見を出していただいているようだが、これを検討会全体として同じ思いだとは思われたくはない。

最初に県民へ説明し予算編成して執行した結果と、今になって過去を振り返ったときの評価というのは違っている。私もこの件にちょっとは関わったと思っているので、私が携わっていた間にブレキをかけられなかったという自責の念はある。188 億円債権放棄するならば、県民 1 人あたり約 1 万 3,000 円の負担増となる。それなりの責任については、検討会として県に指摘しておくべきだと思う。

(委員)

今回、委員に選んでいただき、参加させていただいて私個人としてすごく勉強になった。先ほどの委員の債務に対する考えを聞いていて思ったことがある。検討会では、分収造林事業の今後のあり方をこれまで検討してきたが、人口減少局面における事業のあり方、森林整備のあり方について私個人としてすごく考えさせられた。私も一つの地方自治体の行政運営を預かる立場にあるが、人口減少局面にどのように対応するか、というのが大きなテーマになっている。全ての行政のテーマに人口減少による影響が大きく関わっている。その中で、農業についても、今回検討してきたようなことと同じようなことが起きていると感じる。担い手がない、耕作者がない、耕作放棄地が増えているという状況の中で、国が地域計画として後継者を各地域の合意で定めていって、合意ができたところは集積化、集約化を図り、集団化させることでスケールメリットを発揮させ効率化させていくという大きな方向性で動いている。そういう情勢を考えると、今後、農山村地域から人がいなくなって、土地が荒れていくという課題は、農業も林業も同じではないか。分収造林事業も収束に向かって進めていく。公社林は所有者へ返すという流れの中で、滋賀県にとっての奥地水源林の重要性を鑑みると、やはり、県有林化という方向性が長い目では良いのではないかと思う。目先の利益調整だけで考えてはいけない問題で、30 年後、50 年後を見据えた検討が必要。そういう意味で、今回はとても良い方向性が検討会として出せたのではないかと感じる。そこで思うのは、各所有者の中に、「この土地は将来高速道路が通るから」とか、「ここは先祖代々の土地だから」とか、そういった事情で県有林化に反対する人はおられるだろうと思うけれども、やっぱりそこは、行政と

して県有林化していった水源涵養を将来に向かって持続的に保全していくことを考えていただきたい。市町もそこには協力していかないといけない。問題解決のために、大きな政策の下で、県と市町が一丸となって取り組んでいかないといけないと思う。今回の件は、人口減少時代の大きなテーマの一つに対して、長い目で見た方向性が出せたのではないかと思う。

(委員)

各市町によって森林に対する温度差がありすぎるというのが大きな課題ではないかと思う。森林の公益的機能のうち最も大きなものは、人口の多い下流地域を災害から守る効果ではないかと考える。下流地域の自治体、住民こそが、上流の山のことを真剣に考えて、役割を果たしていただきたいという思いが強くなる。米価もこれだけ上がってきている。やはり耕作者も喜んでいる。これぐらい上がれば、担い手や後継者となる人たちもやる気が出てくる。林業も材価が上がってこないといけない。昔のような価格水準まで戻してほしいとは言わないが、2倍、3倍に上がっていくことが生産者の賃金に好影響が出て、産業として持続していくことに繋がっていく可能性が出てくると思う。

(委員)

今回のとりまとめを出すと、先日も新聞記事になっていたが、造林公社の債権放棄が避けられない状況ということが対外的にも明らかになる。前回、平成23年に特定調停をしたときも数百億円規模の債権放棄をしておきながら、今回も180億円超の債権放棄を行うことになる。この責任をどうするのか、という議論が出てくるのかもしれない。

しかし、これは元をただせば、今から70年～80年前に戦争が終わって木材需要が高まったときに、成長の早いスギやヒノキを植えようということで、多額のコストをかけて造林してきたことに始まる。ただし、その木を収穫するのは、70年～80年かかるとわかっていたのに、どういうつもりでそんな政策を始めたのか。今だから言えることなのだろうが、私個人の見解として、その当時に政策判断をされた方の責任だと思う。他の委員もおっしゃったように、これが本当に将来を見据えた政策だったのかという点については、甚だ疑問で、しかも全部借金でやったというのも疑問である。そんな政策を一度始めてしまえば、途中で止められなくなって、こういった事態を招くということも当然想定し得ることだと思う。債権放棄は、それなりに痛みを伴うことではあるが、いつかは必要なプロセスであり、少なくとも今の人たちの責任ではないということは、申し上げておきたい。

(委員)

公社は多額の債務を抱えて苦しんでいるが、国の政策を県が実行しただけで、この結果は仕方なかったと言えばそれまでだが、やはり、借金をして造林をすることは、最近流行りの海外の森林ファンドなどでも行われておらず、長期的な目で見ると造林公社のように続かなくなると言われている。当時は、高度経済成長を背景に、それでもやろうという勢いがあったものと推察するが、長期的な視点で、今回判断しなければいつまでも借り続けてしまうというリスクもある。この債務が十分な環境投資だったという評価は、環境林であればあてはまるが、採算林については経営失敗という

評価になってしまう。そこは言い訳するのではなくて、真摯に反省してほしい。でも、失敗したからこれで終わりではなくて、行政として将来の山づくりの姿を示すことが必要だと思う。滋賀県として琵琶湖のことを真剣に考えた森づくりの姿を前向きに検討していただきたい。今回、180億円を超える債権放棄をするしかないという方向性だが、それにとって代わるぐらいの将来に向けた便益があるという説明が大事ではないかと考える。今後を前向きに検討することが重要である。滋賀県造林公社は、全国で一番有名な林業公社であり、それを見直すことは、他県の林業公社に対しても大きなメッセージになる。ぜひ、滋賀県には、それに値する森づくりの方針を考えていただきたい。

(委員)

皆さんの意見の中で重要な提案があったと思う。180億円超の債権放棄というのは、今から思えば重要な環境投資だったという言い方はあまり良くなって、やはり責任は負わなければならないという意見。一方で、188億円も債権放棄するのかという印象に対する予防線として、188億円債権放棄するのに見えるけども、これは未来への環境投資だよと考えればそれほど高い金額ではないという言い方もあると思う。そうしたときに、あり方検討会として、180億円超の債権放棄をどのように評価するのか。何か考えを書いた方がいいのか。

(会長)

今のご意見は、債権放棄の意義に関する考え方か。

(委員)

委員のおっしゃるように、太鼓叩いたのは国なのだから、国も悪いじゃないかという論理はあると思っている。そういったことを言及しておかないと、県が債権放棄すると、また叩かれ損になってしまう。

(委員)

あり方検討会としてはそこまで県を擁護できなのではないか。政治的な効果にまで言及することはできないと思うので、そこは、県がしっかりと説明をするのが筋なのかと思う。検討会として提言するのは荷が重い。

(会長)

では、定刻を5分ほど過ぎてしまっていますので、今回の議論はここまでとさせていただきます。

今回のあり方検討のとりまとめについてですが、私の方で、一度お預かりさせていただき、少しお時間をいただいて、これまでの検討会での議論の結果や今回各委員からお示しされた意見を踏まえ、議論結果の集約をさせていただきたく思います。それを、事務局を通じて、後日、各委員の皆様にご確認いただき、必要な修文や調整を行った上で、9月中をメドに、今回の会議資料や議事録とともに県のHPに掲載することで、公表したいと考えておりますが、委員の皆さんいかがか。

(一同 異議なし)

(会長)

では、皆さんからご承認をいただきましたので、そのようにさせていただきます。

今回があり方検討会の最終回となりますので、私から一言ご挨拶申し上げます。

日本の1人当たりの木材消費量は年間0.6 m³を切るぐらいの水準となっている。EUの平均は1.1 m³で、他の先進国に比べて日本は1人当たりの木材消費量が半分で済むような社会を作ってしまったという評価なんだろうと思う。1973年が日本の最高値で1人あたり1.1 m³だったので、今のヨーロッパと同じぐらいの水準であった。今のような状況に至った経緯としては、予期せぬ様々な社会情勢の変化、例えば為替レートが固定相場制から変動相場制になり、360円から円高に進んでしまった。円高に進めば国内に入ってくる木材は安くなるので、そうした貿易自由化を含めて、色々な情勢が影響した結果だと考える。そうした中で、まさに今、林業は注目されている。住宅用木材消費量は、住宅着工着工数が増えるというのは難しいかもしれないから減る方向にならざるを得ない。他方で、大型建築物とか商業施設とか、様々な場面で木材を使おうという動きがあり、大手ディベロッパーにも熱心な動きがある。こうした流れを確実に捉えて林業を振興していきたい。その意味では、今回の公社林に関する問題もしっかりとゾーニングをすることが重要だと考える。採算林と不採算林という2つのカテゴリーに分けて議論をしてきたが、採算林は林業経営を続け木材生産をしていく。不採算林は、環境保全のために公益的機能を発揮させる方向性で整備していくことが重要だと思う。ここは公益的にやっていきましょうということではないか。そういう意味で、皆様から様々なご意見をいただきながら、一定の良い方向性がまとめられたのではないかと思う。委員からも先ほど評価していただいたので、この方向性でしっかりとまとめていければと考えている。とりまとめ後は、県で最終的な方針をまとめるために検討してもらおうということで、我々としては、その検討やその後の取り組みをしっかりと見守っていきたいと思う。これからは、ぜひ、琵琶湖周辺の森林が整備されていくように、多面的機能が十全に発揮できるように願っております。また、今回で検討会は閉会となりますが、気になることがあれば、我々からも県のみなさんに連絡していきたいと思う。5回にわたって、約1年こういった形で検討に参画いただきありがとうございました。

3 閉会

- 琵琶湖環境部技監から閉会の挨拶

〔11時45分 閉会〕

以上